

第1部	FCJについて
※	今回ご質問はありませんでした。

第2部-1 欧州REACH PFAS制限のSEAC案 規制概要についての質問	
No.	ご質問
	ご回答
1	SEAC意見案 第5および6項：電子機器および半導体の条項6h（ワイヤー及びケーブル(コネクタ含む)）についてですが、絶縁材が低・中温用途（超高温用途を除く）は正当化されない、つまりRO2は不要というSEAC判断ですが、一方で情報不足のため提案されている適用除外を温度および発生頻度に応じて区分することが困難である可能性があるとされています。これに対し、「前回のパブコメにおいて、想定される温度および発生頻度の範囲に関するいくつかの示唆は示されている」と記載されていますが、この示唆の内容を教えてください。よろしくお願いたします。
2	1. 一般的な塗料について（例えば自動車用塗料、建築用塗料など）は適用除外に記載がないように考えているが、合っているか？（つまり、一般的な塗料分野では適用除外を受けられない） 2. また、このままだと上記一般的な塗料に、PFASに該当する添加剤（表面調整剤や消泡剤）や、フッ素樹脂が含まれていた場合、PFAS制限物質の規制施行後18ヶ月で、EUでは禁止レベルの規制を受ける 認識は合っているか？
3	PFAS制限提案の第2項では、総PFAS（高分子PFASを含む）50ppm以上のものを上市するのを禁止している一方、総フッ素量が50mg F/kgを超える場合については上市禁止ではなく報告義務となっています。この2つの違いは何ですか。
	SEACのセクター別の評価書にある記載（下記リンク、85ページ脚注）を参照しますと、2023年実施のパブコメの分析から下記の情報を整理しています。 ①電線・ケーブルの絶縁材については、「低温/中温範囲」は用途や検討対象となる代替材料によって異なるが、製造時および使用時を含めて-40°C~100°C±20°Cの範囲とみなすことができる。 ②電子部品（電線・ケーブルを除く）の絶縁材については、「低温/中温範囲」が具体的にどのようなものかに関する情報を持っていない。 ③使用周波数帯域が100GHz以上の用途においては、少なくとも代替は不可能である。 (https://echa.europa.eu/documents/10162/81bb7bac-50ae-9e0a-85ae-63ed81b11b03) 一般的な塗料についての猶予期間は提案されていないと考えます。そのため、第1項、第2項のいずれかの条件に当てはまる塗料は、移行期間18か月後に製造、使用、上市等が禁止されると理解しています。 「総PFAS」などの表現の場合は、明確に制限提案されているPFASのみの量になります。一方で、「総フッ素量」と記される場合は、PFAS由来のフッ素と非PFAS由来（無機フッ素化合物由来など制限提案されていないものも含む）のフッ素の合計となります。そのため、「総フッ素量」については測定されたフッ素の由来についての証明が求められると理解しています。

第2部-2 Fガス関連のSEAC案についての質問	
No.	ご質問
	ご回答
1	ウェビナー講演資料54ページにある輸送セクターの説明でシーリング（エンジン・航空宇宙用ホースを除く）はこのセクターに該当しないとあります。また、PFAS Use-mappingにアクセスすると、ガスケットやOリング等のシーリング部品は新たに追加された17.Sealing applicationsに該当すると理解したのですが、こちらの猶予期間案はどうなっていますでしょうか？輸送セクターと同じ13.5年でしょうか？
2	ウェビナー講演資料41ページのエネルギー分野について質問があります。5yのバッテリー用の電解質ですが、具体的にどのような化合物が対象となり、議論されているか、情報を共有いただけますでしょうか。代表的な電解質として、私の個人的な認識では、LiPF6とLiFSIはPFAS非該当、LiTFSIはPFAS該当です。各化合物の該非状況、および該当の場合のRO可能性（RO1~3のどれになりそうか）、教えてくださいいただけますと幸いです。
	輸送用途、建設製品用途などで扱われるものを除いて、物質の移動を防止する、圧力を保持する、汚染を回避する、等の目的で使われるガスケット、シール、パッキンなどはシーリング用途になると理解しています。シーリング用途はAnnex XV報告書（ver. 2）の改訂段階で2025年8月（ver. 14）に追加分の8セクターとして記載されており、提案国は13.5年の猶予期間を提案しています。しかし今回のSEAC意見書では、これら追加8セクターについては詳細評価をしていないため、評価が行われるまでという期限付きの適用除外については意見されておりますが、今後の評価プロセスや具体的な結論は示されていません。 PFASの使用例についてはRACのセクター別評価書（下記リンク、Table 1など）をご確認いただければ幸いです。ただし、記載されていない化合物についても、PFASの定義に当てはまるかご自身の判断が必要になります。 また、SEACの評価については、化合物毎には行っておらず、PFASの定義と用途で対象をまとめて評価していると理解しています。電池用の電解質として使用されるPFASという範囲ですと、RO2（13.5年）が正当化される可能性が高いとしつつ、RO3については情報不足で比率的であるか結論が出せない、という意見と受け止めています。 (https://echa.europa.eu/documents/10162/6f809a65-d9af-b3cc-5480-ef0da03236be)

第2部-3 欧州PFAS制限案の2回目のパブコメへの準備についての質問	
※	今回ご質問はありませんでした。

その他	
No.	ご質問
	ご回答
1	セクターについて2点質問があります。 ①半導体製造工程で使用される真空ポンプ用の「フッ素オイル」のセクターは「5aa; 潤滑剤」あるいは「5W; 半導体製造」のどちらに配当するのでしょうか。 ②EUに輸出しているフッ素含有の金型離型剤(Articleの成型時に金型に噴霧)は「5aa; 潤滑剤」の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか(猶予期間13.5年)。含まれていなければパブコメを提出すべきでしょうか。 PFASの用途マッピングを見ると、14.潤滑剤に「離型剤(熱可塑性樹脂およびエラストマーの製造に使用される乾燥フィルムなど)および潤滑剤用のキャリア溶剤が挙げられる」とありますが、該当するかどうかははっきりしません。 ご意見頂けると助かります。よろしくお願いたします。
	①半導体製造工程の真空ポンプ用フッ素オイルは原則「5aa:潤滑剤」と解釈するのが妥当です。半導体セクターでは「半導体製造プロセス」自体を対象にしますが、関連する潤滑剤は半導体セクターから除外され、潤滑剤セクター扱いと用途マッピングに明記されています。 (- Lubricants e.g., for use in magnetic recording media (considered as part of the Lubricants sector)) ②フッ素含有の金型離型剤も「5aa:潤滑剤」に含まれると考えられます。しかしSEAC意見草案では、猶予について「正当化されうる可能性がある」としながらも不確実性によって最終結論を出すことができなかったと評価しています。